

学校法人兵庫医科大学職員相談室規程

(目的)

第1条 学校法人兵庫医科大学の、職場における職員のメンタルヘルスケアに必要な環境を整備し、心の健康の保持増進を図ることを目的として兵庫医科大学保健管理センターに職員相談室(以下「相談室」という。)を置く。

(業務)

第2条 相談室は、前条の目的を達成するために次の業務を行なう。

- 1 日常勤務、職場環境、生活環境等において生じる悩みやストレス等の精神的負担等についての相談に関すること
- 2 相談者の状況に応じた学内の産業医等による専門的ケア、又は学外の専門機関への連絡・調整等の保健指導に関すること
- 3 相談内容に係わる統計、相談室長への報告や広報活動(教育、情報提供等)に関すること
- 4 相談内容に応じた精神的負担等軽減に関する所属部署の管理者、又は家族へのアドバイス、指導に関すること
- 5 心の病による欠勤者が職場復帰する際の助言及び復帰支援に関すること
- 6 その他前項の目的達成に必要な諸活動に関すること

(組織)

第3条 相談室は、相談室長及び相談室の相談員によって構成する。

- 1 相談室長は、兵庫医科大学保健管理センター長が産業医から選任し、理事長が委嘱する。
- 2 相談員は、保健管理室の相談員が担う。

(守秘義務)

第4条 相談室構成員は、個人情報保護法を遵守し、相談者のプライバシー保護を厳守しなければならない。

- ② 相談員以外の関係者に対する権限の範囲の設定や相談記録の保管場所及び閲覧方法については別途定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、常務会が行なう。

(事務)

第6条 相談室に関する事務は、人事部において行なう。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、2021年1月1日から施行する。(第1条、第3条、第4条、第6条、第7条関係)

②この改正に伴い、職員相談室運営委員会規程は廃止する。

附 則

この改正は、2022年4月1日から施行する。(第4条、第5条関係)